



平成 22 年 6 月 29 日

各 位

東京美装興業株式会社
代表取締役社長 八木 秀記
(コード 9 6 1 5 東証 市場第二部)
問い合わせ先
取締役経営企画室長 新井 賢二
TEL 0 3 - 5 3 2 2 - 2 7 2 1
(<http://www.tokyo-biso.co.jp>)

当社完全子会社化のための定款の一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 29 日開催の取締役会において、平成 22 年 8 月 5 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1) ②において定義いたします。）の全部取得について付議することを決議いたしました。あわせて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件－1）

(1) 定款変更の理由

平成 22 年 6 月 4 日付当社プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げますとおり、ティービーホールディングス株式会社（以下「ティービーホールディングス」といいます。）は、平成 22 年 4 月 19 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 22 年 6 月 3 日に終了しており、平成 22 年 6 月 10 日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式 14,786,573 株（平成 22 年 3 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：97.37%）を保有するに至っております。

ティービーホールディングスは、ティービーホールディングスの代表取締役及び当社の代表取締役社長である八木秀記氏により、公開買付けを通じて当社の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成 22 年 3 月 26 日に設立されました。平成 22 年 4 月 16 日付ティービーホールディングスのプレスリリース「東京美装興業株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、ティービーホールディングスは、当社を取り巻く厳しい経営環境の下、当社の株主の皆様経営改革に伴い発生するリ

スクの負担が及ぶことを回避しつつ、当社が「お客様にとっても、社員にとっても一番の会社」として、長期的に付加価値を生み続ける会社になるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、ティービーホールディングスが当社の株式を取得することにより、ティービーホールディングスの代表取締役である八木秀記氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

当社としても、平成 22 年 4 月 16 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、当社の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるトラスティーズ・アドバイザー株式会社及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえ、当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、当社の普通株式を非上場化したうえで上記経営改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社は、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、ティービーホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.000002706 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 0.000002706 株の割合をもって交付いたします。なお、ティービーホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をティービーホールディングスに売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数の905円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同項は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件－1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、6,190万株とする。 （新 設）	第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、6,190万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、 <u>それぞれ普通株式は6,189万株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は1万株とする。</u> <u>（A種種類株式）</u> 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、 <u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u> に対し、普通株式を有する株主（以

<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会) <u>第18条の2 第14条、第16条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件 (定款の一部変更の件-2)

(1) 定款変更の理由

定款の一部変更の件-2は、上記「定款の一部変更の件-1」でご説明申し上げております本完全子会社手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.000002706株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、ティービーホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款の一部変更-2」に係る定款変更は、「定款の一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決

されること、並びに本種類株主総会において「定款の一部変更の件－２」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、「定款の一部変更－２」に係る定款変更の効力発生日は平成22年9月9日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款の一部変更－１」による変更後の定款	追 加 変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(全部取得条項) <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.000002706株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式取得の件

1. 全部取得状況付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款の一部変更の件－１」でご説明申し上げておりますとおり、当社としては、当社の普通株式を非上場化したうえで抜本的な経営改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達したことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、「定款の一部変更の件－１」でご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款の一部変更の件－１」及び「定款の一部変更の件－２」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款の一部変更の件－１」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.000002706株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、ティービーホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をティービーホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、

全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 905 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条第 1 項並びに「定款の一部変更の件－1」及び「定款の一部変更－2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 0.000002706 株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成 22 年 9 月 9 日

(3) その他

本義案に係る、全部取得条項付普通株式の取得は、「定款の一部変更の件－1」及び「定款の一部変更の件－2」が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款の一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款の一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において、「定款の一部変更の件－1」、「定款の一部変更の件－2」並びに「全部取得条項付普通株式の取得の件」が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款の一部変更の件－2」の追加変更案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成 22 年 8 月 5 日から平成 22 年 9 月 5 日までに整理銘柄に指定された後、平成 22 年 9 月 6 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以 上